ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する再質問主意書

提出者

佐藤謙

郎

ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する再質問主意書

書」(以下「質問第一一号」という)に対し、 ところがあった。よって、再度以下の質問をするので、誠実な答弁を求める。 の答弁書(以下「答弁第一一号」という)が寄せられた。その内容を精査したところ、答弁内容に不明瞭な 平成十一年二月二十二日に提出した「質問 第一一号ダ 政府から平成十一年三月九日付 ム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問主意 けで内閣衆質一四五第一一号

計 等の再評価において、ダム事業が中止又は休止になった場合、 う答弁であった。 生活再建 なことが問題になるところまで事業が進捗している事例がないので、「現時点では検討していない」 画 「質問第一一号」では、ダム事業等に関する総点検、 それに対して、「答弁第一一号」では、今まで中止又は休止の措置をとったダム事業では、そのよう に基づいて造成工事を進めること」、「水没予定地の人々との移転同意の協定に基づいて 「水源: 計画に基づいて生活再建事業を進めること」などの可能性を検討したことがあるか否かを質問 地域対策特別措置法によるダム指定に基づい 逆に言えば、 総点検及び再評価において中止又は休止の決定を行うダム事業は、「代替 及び公共事業再評価システムによるダム建設事業 て水源地域事業を進めること」、「提示 中止又は休止の措置後も、 「代替地 補償 の造成 を行う とい した

地 この造成さ 計 画 固が定 んめら れていな い事業」、 「水没予定地 と移転 同 意 の協定が結ば れ 7 な 1 事 業」、 小水

源 地 域 対 策 特別 措 置 法 によるダ ム指定が 行 わ れて 1 な ر را 事業」、 「生活 再建 計 画 を 提 示 して 15 な 1 事

など、 事 業 \mathcal{O} 進捗 が 入口段階にあるダム事業だけにとどまったという結果を示してい

今まで実施した総点検及び再評価で各ダム事業の中止又は休止の措置を決めるに当たり、「代替地 の造

成計 画の有無」、「水没予定地の人々との移転同意協定の有無」、 「水源地域対策特別措置法によるで ダ A

指定 の有無」、「生活再建計画 0 提示の有 無 などの事業の進捗状況は、 中 止又は休 止 一の措 置 を決り めるに

当たって 0 判断材料になっているか。 なっているものがあ れば、 中 止 立又は休・ 止 一の措置 [を決めるに当たって

どの 程度 \mathcal{O} 判断材 料 になってい るの カゝ を明 5 ゕ にされたい。 なっ て ζÌ ないとするなら、 事 業 0 進 捗 状況 ع

中止、休止の判断は無関係であると断言できるか。

ダム事 業 \mathcal{O} 総点検 及び 再評価では、 治水 利 水 \mathcal{O} 両面 に お 7 て事業継続 の必要性や費用対効果という点

か ら中止又は休止 の判断を行うべきであり、 事 業が進捗 しているという理由で事業が継続されることは問

題があると考えるが、政府の見解を明快に示されたい。

三 「答弁第一一号」では、 今までの総点検及び再評価 の結果では、 該当する事例がないことから、 「提示

した生活 再建計画に基づいて生活 再建事業を進めること」などの可能性を 「現時点では検討 していな

という答弁であった。 水没予定地住民にとり、 移転など生活の 再建 は、 基本 的 人権 に 通じるが 重要な

問題であるだけに、 該当する事例が出てから検討を行うのでは、 甚だ場当たり的で問題がある。 基本的 人

権という観点から、この点に関し、政府の見解を伺いたい。

兀 「答弁第一一号」の四によれば、 中止又は休止ダム等事業において、 付替道路を道路事業として継続す

る旨の判断が行われたとある。

1 この 事 例 のダ ム事業名、 付替道路の規模、 事業費、 進捗状況、 また道路事業として継続するに当たっ

ての予算措置の方法を明らかにされたい。

2 以下のような進捗状況で事 業が中止又は休止となった場合は、 どのように対応するか、 検討の上、 明

確に示されたい。

ア 代替地の造成計画が策定されている場合

1 水没予定地の人々との移転同意の協定が結ばれており、その協定に基づいて補償が行われることに

なっている場合

ウ 水源地域対策特別措置法によるダム指定が行われており、 それに基づいて水源地域 整備事業を進 $\stackrel{-}{\otimes}$

ることになっている場合

五. 総点検及び再評価を進める際、 ダム事業に伴う生活再建関連事業 への対応が事 前に明ら かである場合

不明である場合とで、 関係住民のダム事業に対する考え方は影響を受けると思うが政府の見解を明ら

かにされたい。

六 「答弁第一一号」の八において「中止又は休止のダム事業において生活再建に係る措置を提示している

事 例はない」 と答弁しているが、 平成九年度に休止 の決定がされた宮城県の新月ダ ムの場合は、 宮城県及

び気仙 沼 市 が 昭和 五. 十九年に 「ダ ム周 辺地 域 整 備 計 画 を発表している。 このダ Ĺ 周 辺 地 域整 備 計 画 は 生

活 再 建 計 画その ものである。 こ の 新月ダムに お Ì١ て、 休止決定後にこの計画をどのように扱うかを宮 城 県

とともに検討したことはあるか。 検討済みであればその結果を示されたい。 検討したことがなければ、 V)

つ検討するか。 住民の意向をどのようにくみ上げるかを示されたい。

右質問する。